

2010年12月19日（日曜日）

Folio（東京都千代田区神田神保町1-3 富山房ビルB1階）

法と科学の哲学カフェ「合理性の衝突」——亀本洋・村上祐子対談【要約】

亀本洋（京都大学大学院法学研究科教授・法哲学）

村上祐子（東北大学大学院理学研究科准教授・論理学）



1. 「事実」は裁判官の「しきたり」で決まる？

（村上） みなさん、こんにちは。東北大学の村上です。本日は京都大学の亀本洋さんにいらしていただきました。法律のことはたぶん、私にはわからないことだらけです。なのに質問しようという無茶な話なので、どのへんでズレが発生しているのか、というところに

注目していただけるといいのかなと思っています。

私のバックグラウンドは論理学、哲学の中でも数学を使ってどういうふうに人間はものを考えるか、そういったものをモデルにする部分を専門にしているんですけども、今そこで本当に最近、法を論理でどう扱うかという話が出ています。

そういったところから考えると、法律の実務の中で会話をしていくときには、情報をできるだけ出さないようにする動きがあるんじゃないかと思ったんです。普通の会話のときにはもちろん、相手の言っていることからどこまで情報が引き出せるかというところに着目していきます。けれども、法律実務の中で質問されたら、あまり情報って出したいくないんじゃないかなと。

（亀本） 原理は簡単で、裁判に勝てる可能性が大きくなれば出すし、言うとか裁判に負ける可能性が大きくなれば出さない。ただそれだけです。お互いに誠実な会話をしているわけではなく、裁判に勝つというのが目的だから。裁判に勝つには何が基準かということ、裁判官がどう思うかということです。裁判官から見てその情報を原告に有利に判断するか、被告に有利に判断するかと。基準はただそれだけで、それ以外にない。

（村上） 裁判官の判断をあらかじめ予測して、会話なり、情報提供というのが行われる、あるいはその情報を並べて、それから何かしようという形で論理構成が進むと思うんです。けれども、裁判官がどういうふうに思うだろうという予期の場面では、その裁判官の判例に基づくのか、あるいは何に基づいてそういう予測を行うんですか。

（亀本） 判例というか、私が最近よく使う言葉で「しきたり」で、決まっているところがかかなり多いので、個々の裁判官に対応する必要はないんです。普通はルールを適用しま

す。そのルールの内容が何かということは、法律家の間で合意がある。それに基づいて、そのルールをもとに、その内容を喋ったほうが自分にとって有利であれば喋るし、有利にならなければ喋らない。その場合は普通、相手方がそれを喋ると有利になるという仕組みになっているので、そのときは相手方が言ってくれる。ただそれだけで、だから具体的にはそのしきたりを学ばないとわからないですね。それは単なるしきたりで、極論を言えば、日本だけのしきたりです。世界共通ではありません。ただ、自分に損になることは言わないとか、そういうところは世界で一緒なんですけれど、ルールの内容は国によって違います。

(村上) 例えば、有罪にしたい側と無罪にしたい側で、それぞれが自分に有利になるような論証を組み立てる。だから、それを両方合わせることで、ディベートでいったらどちらが勝ちといった判定をする必要が裁判官にはあるんだけど、全体としてみると、いったい何がわかるんだと。あるいは全体として何かわかる必要はないのか。これはやっぱり誰が何を考えていたのかというのを全体で見たら、藪の中になっちゃうのかもしれないですけど、それはどこでどう誰が判断するのか。裁判官が勝ち負けを言ったら、それでおしまいになるのか。

(亀本) 日本の制度の建前から言います。法律家は事実問題と法律問題というのを分けますが、法律解釈をする権限は裁判所に全面的にあるわけです。けれど、裁判所が法律解釈を間違ふことを想定して制度ができていまして、裁判所が法律解釈を間違えばより上のほうの裁判所（上級審）に行く。地方裁判所から高等裁判所に行って最高裁判所に行くという仕組みがあって、最高裁が間違っても後は知らんという仕組みになっているわけです。しかし、事実問題に関しては基本的に裁判官が判断しろということですから、裁判官が「これが事実だ」と言えば、それでおしまいです。一応、事実認定の仕方にも多少ルールがあって、そのルールが法律問題と見なされる場合にのみ上級審で覆うことができます。しかし基本的には、間違っていようが合っていようが関係なく、下級審の裁判官が「事実」というのが事実だとされます。だから、最後に勝とうとすれば、裁判官が何を「事実」とみなすかということを中心にやらないといけないんです。裁判官はしきたりに従いますから、そのしきたりに合った証拠を出せばいい。現実的に言うと、ひどい裁判官もいるから、勝つためにはひどい裁判官の場合にはひどい裁判官に合わせないといけません。わけのわからない人もいるので、そうなるともう合わせようがないですね。そういうことで、裁判官が「事実」だというのが「事実」です。

2. 科学的に「まとも」な判断は裁判官に期待できない？

(村上) 科学的な証拠を裁判官に判断させるときにどうやったらまともな判断がさせられますか、ということが、このプロジェクトで最も問題になっている感じがします。

(亀本) 裁判官をまともにしようというのは無理だと思うんです。だから、無理なプロジェクトかな。

(村上) じゃあ、どうすればいいんだろう。いきなり最初からダメ出し。

(亀本) だから一つは、よくしようという前に、裁判官がどういうことをやっているかということをはっきりとすることを明らかにするという意味はあるわけです。例えば裁判員制度がありますけれど、あれのいいところは、裁判官がどういう発想をするかというのが一般庶民に、少なくとも裁判員になった人にはわかる。裁判官もめちゃくちゃやっているみたいですが、普通の人も結構めちゃくちゃやっている。裁判官がまともな判断をするとか、まともな事実認定をすると期待するのが大体間違っているわけで、普通の人の方がやる以上のことはできない。普通の人とそんなに違わないと思えばいいんです。

(村上) そもそも裁判官って、一般的な考え方からそんなにはずれちゃ逆に困るわけですよ。

(亀本) はずれちゃ困ると言えば困りますが、あまりに一般人と同じでも困るところはあります。ただ、普通の人と比べて非常に頭が良いとか、非常に道徳的に立派だということはある得ない。そこだけは考えていただきたいですね。

3. 専門的なことの伝え方——法律家と科学者の違い

(村上) 科学者が自分の言っていることを専門でない人に向けて、何がどうなっているのか、少なくとも概略がわかるように伝えるというのは、それなりの訓練が必要であって、普通の専門的な研究とは違うモードでの話し方が必要ではないかと思います。

(亀本) 当然そうだと思います。でもそれは科学とは関係ないような気がするんですよ。僕の経験だと、一般の人に喋るのに一番わからないのは法学者ですね。しかし、専門用語とか法学者だけが常識だと思っていることが世間に通用しないという認識がない。なぜかという、法律が上にあるからですね。法律は知らないほうが悪いという発想がある。日本の法律家は自分たちに合わせろという発想が非常に強いですね。

(村上) でも、法律の場合には、相手がわからないのが悪いって、そんな高飛車でいいんですか。

(亀本) 高飛車でいいも悪いも、事実としてそうでしょう。高飛車というよりも権力だから、わからないほうが悪いというので犯罪者は捕まる。それだけのことです。ただ、それと同一化しているような人種が多いんじゃないかというのが、僕の経験ですね。

(中村) ここでちょっとインタビューをしてみてよろしいですか。弁護士さんに聞いてみましょう。法律家もしくは法学者が一般の方とお話をするとき、知らないほうが悪いんじゃないのというふうな高飛車な姿勢を感じることはありますか？

(参加者) そうですね。特に年配の実務家の方にそういう傾向があるなというのを感じます。弁護士を付けずに行う、いわゆる本人訴訟というものがありますが、若い裁判官だとけっこう、やっていらっしゃる当事者の方に対して非常に丁寧に説明することが見受けられます。しかし、私の経験だけで言うと年配の裁判官の方のほうがどっちかという、まあ高飛車な印象は受けます。

(中村) わかりやすく説明するということに、こっちがどんなルールをもって、どんなしきたりを使っているのかということについて、一般人は知らなければいけないという形での高飛車な感覚って多分あると思うんです。多分それは科学の分野でも同じジャンルかなと私は思っているんですが、そのあたり、村上さん、いかがですか。

(村上) 私は哲学者なので、科学者の方にちょっとお話を伺えればと思います。本堂さん(本プロジェクト・科学グループリーダー)、いかがでしょう。科学者は高飛車でしょか。

(本堂) 僕ら科学者は、どういう活動をしているかを伝えることに躊躇はない。そういう感覚があります。ただ、もしかすると法律は、正直なところを伝えちゃうとかえってネタがばれるというところで、むしろ伝えようとしていないのではないか。その違いは、科学と法律のかなり大きな違いかなと思っているんですが、どうでしょう。

(亀本) それはそうですね。例えば同じ条文を読んでも、素人が読むのと法律家が読むのが、読み方が全然違うんです。例えば情報公開に関する条文を読むと、素人だと、公の機関が持っている情報は全部公開しないといけないというふうを読む。それに対し、専門家はいかなる場合に出さなくてもよいかという読み方をします。それは特に役人型の法律家の読み方の常識なんだけれども、わざわざ言わないですね。そこでずれる。そういう意味で法律は恐ろしいんです。きれいごとが書いてあるけれど、全部逆に読めるし、法律家は全部シロをクロと言えます。どんな条文でも逆に解釈できるから。普通の人が法律の条文読んで抱くイメージと、専門家が読んで抱くイメージが全然違うということは知っておいていただきたい。



4. 有罪か無罪かを確率で決めていい?——裁判官の判断方法

(村上) 20年ぐらい前に第5世代コンピュータのプロジェクトがあつて、法律の人工知能における推論などが話題になりました。実際にはそのシステムはほとんど動かなかつたんですが、しかし、解釈によってシロになったりクロになったりするようならば、そもそも法のエキ

キスパート・システム*¹というのは可能だったのか。

(亀本) それ、みんな無理だと言うんですけど、僕は理屈の上では可能かなと思っています。法律は普通の読み方をする場合と、特殊な読み方をする場合というのがあって、そこは難しいけれども、そこだけ人間にやらせればあとはコンピュータに乗ってくると思うんです。つまり、難しい問題は人間が手伝うシステムを作って、そうでないところはコン

*¹ 判断規則や事実など、専門知識を蓄積したデータベースをもとに推論を行い、未知の事例について専門家に近い判断を行うコンピュータ・システム。

ピュータにやらせるということになれば不可能じゃないと思うんですね。

なぜ私がそういうことを言うかということ、法律のコンピュータの性能をよくして、できるだけ裁判官の数を減らして、ほとんどの裁判をコンピュータにやらせればどうかと。どうしても人間がやらなければいけないときだけ人間にやらせばいいわけで、やたらと法曹人口を増やせというのは、他のやり方を考えていないという点で反対なんです。

(村上) 少なくとも、どういうことになるのかをコンピュータなり何なりのシステムで、普通はこういうふうな判決が出るでしょうみたいなところまではいける？

(亀本) 裁判官は理由付けしているけれど、それは極めていい加減なもので、簡単にいうと、基本的には結論から始めて、有罪か無罪かをまず決めて、あとは作文です。つまり、有罪判決を書くのであれば、有罪ということに有利な証拠を採用して、不利な証拠は信用できないとする。刑事裁判はほとんどそう。同じ証拠でも、裁判官が信用できないと言えればできないで終わりだし、信用できるといえばできるで終わりだから。むしろ、そういうことをやっているのが明らかになるような判決理由をコンピュータに作ってもらったほうがいい。人間はごまかすのでね。要するにごまかしがなくて、ここでこうなっていますねと客観的にやる形のほうがいいかなと思うということです。

(村上) 20年前にはとても無理だったけれど、その後、コンピュータの性能が上がってきたために法的な推論をコンピュータの上に乗っけたいという野望を持っている人たちが次から次に出てきている。

(亀本) だけど、例えば今のコンピュータの翻訳システムというのはほとんど確率でやるんでしょう。同じことをやったらおもしろいと思いますよ。こういう状況があったら有罪の確率が高いから有罪にすると。これは法律家が一番嫌う発想です。

(村上) なぜ確率って嫌がられるんでしょうね。

(亀本) 確率的にやることを嫌うというのは、教育のレベルが低いからだという解釈はできると思うんです。たとえばベイズ統計学^{*2}は、主観的な確率もちゃんと計算に乗せるようにした。そういう時代になった。答えは1つでなくて、確率的にわかる。こういう広がりがあるのが現実の社会で、自然界もそうです。だから有罪無罪が確率で決まってちっとも不思議はないわけですよ。それをなぜ嫌うかということ、例えば人を殺したら殺人罪で、村上さんが人を殺したか、殺していないかのどちらかになるはずだと。どこに確率が入るんだと、法律家はそういう発想を素朴にしているというだけだと思うんです。

(村上) 推論するとき、何もわからないというわけではない。人を殺した確率が俺は30%、あの人は20%、あの人は80%と思うという、そういう意味のわからなさです。しかし、判断をしなくちゃいけない。そのときにどうしますかという問題であって、嫌う、嫌わないという問題ではないのではないのでしょうか。

(亀本) 法律家はそういう発想をするんですよ。推論ではなくて、真理はどちらかと

*2「ベイズの定理」として知られる逆確率計算法を基礎にした統計学の体系。一回的なデータを扱うことができるため、曖昧さを扱うエキスパート・システムにも適用される。

いうところから出発する。人を殺したか、殺していないかを判断するのではなくて、事実
はどっちか、という判断をする。ということは、やっていない人が有罪になることもある
と正面から認める必要があるので、実際それは誰でもわかっているんですよ。冤罪は必ず
起こる。だけど冤罪という概念は、真実がわかっている冤罪があるという発想をしている
わけで、それは法律家的な発想を皆さんが採用しているということだと思いますけどね。
確率的に言えば冤罪という概念は入る余地がないと思うんですが。

(村上) そのところは微妙で、もともと医学的なもの全部採用したってわかるはずが
ないことというのはいくらでもある。例えば殺人の意図はあるんだけど、実際にそれが
殺したことになるのかならないのかという例を、哲学者が意思とか責任とかいうときに
出しますよね。例えば、お酒を飲ませると何らかの病気のリスクが上がっていく。でも、
それでもまあまあ1杯と亀本さんに飲ませるわけですよ、毎晩、毎晩。そうすると、だん
だん体が弱って行って、いつか死ぬ。そういうふうに長年にわたってお酒を勧めていたこ
とによって、亀本さんが死んだと言えるのか。

(亀本) それは概念の定義みたいな話です。真実が人間の思考や推論が独立に存在する
かどうかで、独立に存在すると考えたら確率的な発想が入らなくなる。

(村上) だからそういう、わりと単純な真理観を法曹の人が持っていると言っちゃって
いいんですか？ つまり、法律家が見る事実というのは、普通の人なり科学者なりが思う
普通とは、かなりかけ離れている可能性が常に残されていると。

(亀本) 法律家の世界の中で経験則^{*3}は何とされているかという偶然によって、犯罪者で
ある人が犯罪者でなくなったり、犯罪者でない人が犯罪者になったりする可能性が高いと
いう、非常に不条理というか不合理というか、そういうところはあります。しかし一応、
いくつかのしきたりがあって、それに合わせて判決理由を書かないといけない。大原則は
自由心証主義といいます。裁判官が判断したらそれが正しいということ。その権力を裁判
官は持っていますから、いざとなったら実は経験則も全部ひっくり返せるんです。だから、
危ないといえば危ないシステムです。そのしきたりをすべて無視する権力は常に裁判官に
あるんだけど、普通はそれはしたくない。冤罪をなくしたり、正しい判断をすれば昇
進するというシステムになっていないし、給料も上がるわけじゃないですから。給料や名
誉とは別の要因で、あるいは気まぐれでたまたまいい判決が出る可能性はありますが、他
の仕事もあるし、一生懸命やるのはしんどい。皆さんと同じだと考えてほしい。

5. 「科学的にわからないこと」を法はどう判断するか

(村上) 例えばこの間、アメリカで、ES 細胞^{*4}の研究が倫理的に問題ある、あるいは道

*3 「広く経験から帰納して得られた知識、法則。実験則ともいい、事実の判断に適用される」
もの。法令用語研究会編『法律用語辞典（第三版）』（有斐閣、2006年）、335頁。

*4 胚性幹細胞。あらゆる組織に分化させることが理論上可能なため、再生医療への期待が
大きい反面、ヒト胚からの取り出しなどにあって倫理的問題が指摘される。

徳的に危険であるので、政府の資金を研究費に出さないという判決が出て研究が全くストップしたという事例がありました。「わかりません。だからとりあえず金はお出しません」という判断をすることで、実際に生活の迷惑が発生したとか、研究が止まったというケースが発生している。わからないからといって、判断しないということはいけません。

(亀本) 刑事裁判で言うと、わからないときは無罪だというのが法律の有名な原則です。疑わしきは被告人の利益にと。だから冤罪をなくす一番簡単な方法は、有罪判決をなくせばいい。本当にやっている人が逃げちゃうという冤罪は残るわけですけども、現状からして本当にやっている人が逃げているものははるかにいるわけです。

(村上) だから特にわからない、現在進行中の科学研究についての判断を法なり政府なり行政なりが求められたときに何をしたらいいのか。例えば遺伝子組み換え系とか、細胞系とか、生命系の研究でよくあるもの。本当に何が起こるかわからないという、たぶん三段階ぐらいの不確実性というのがあって、それについて全部わからないというのが残っている。だからじゃあシロでというのはやっぱり、ちょっとまずいでしょう。だからといって、やばそうなのでお金出さないというのでも困る。

(亀本) 普通、わからないことは個人で勝手に判断すればいいわけですよ。あとは、他の人にも迷惑がかかる可能性がある場合どうするかという問題です。法律の原則は過失責任主義^{*5}です。将来危険なことが起こるかもしれないし、起こらないかもしれない、誰にもわからないんだから、それによって被害が出て被害者に泣いてもらいましょうということですね。これが今の法律の原則です。逆に、被害を生じさせた人に全責任を負わせましょうという極端な考え方もありますが、極めて例外的です。それがなぜあまり認められていないかというと、そうすると新しいこと何もやるなということになりますから。一般的な方針としては現在でも、被害が起きたら被害者に泣いてもらいましょうということになっている。法律の世界でもそうだし、世間でもそうだけど、自分の責任なく被害が起きたら、起こした人に責任があるのではなくて、起こされた人が被害に甘んじるんだという原則で世の中が動いている。そういうことは知っておいたほうがいいと思います。

6. 経験則と権威主義——「勸善懲悪」で決まる？

(中村) 刑事事件の冤罪の話が続いているので、ちょっとお尋ねします。足利事件というのがありましたけれども、当時の科学技術の水準は私たち法律家にはわからないんですよ。経験則としてあるのは、科学捜査研究所(科捜研)^{*6}といわれるところが出してくる鑑定結果は、おおよそ正しいということ。制度上、私たちはどんなに証拠がクロっぽくても、とにかくシロというところから信じて仕事を始めるんです。そういうスタンスから始めるわけで、科学的証拠を一から見るわけでもない。

経験則違反ということと、その時点での科学的な最高水準というのを、どうやってその

^{*5} 故意または過失なくして損害賠償責任なしとする原則。民法 709 条。

^{*6} 都道府県警刑事部に設置されている、科学捜査の研究・鑑定を行う機関。

法廷の中で、つまり司法のシステムの中で扱ったらいいのか、非常に悩ましいと思っています。科学者世界の中で、うちは最先端だという合意が彼らの世界の中であるんだったら、法律家は素人なんだからそれに乗かって経験則の名前で判断するしかないように思うんですけど、その点いかがでしょうか。

(亀本)　すごくおもしろい発言ですね。なぜかという、今、中村さんが経験則と言ったのは科捜研の判断が正しい確率が高いということですが、それも最高裁は経験則というわけですか？

(中村)　表向きは書かないですけど、そうだと思いますよ。

(亀本)　それは私の言い方では権威主義というんですけど、それを経験則と区別しないというところが、やっぱり法律家的思考でおもしろい。いわゆる経験則が権威主義と重なっているんだろうと。

(中村)　ちなみにジャーナリズムだとどうなんでしょうか。科捜研と検察の公開発表でDNA鑑定でどうやらクロらしいというのが出たら、ジャーナリストもそれについて科学的な中身に立ち返ってずっと考えたりしてるのかなと思うんですけども。

(参加者)　社会部の記者というのは、だれが悪いんだということを書きたいわけです。その際に、科学的にこうだよというのは関係ないんです。科学部の地位が低いということもあります。それが今の科学報道の問題点なんですけれども、そこには社是のようなものも平気がかかってくる。皆さん、よくご存じの点では、読売と朝日は露骨に、原発報道に関してはどちらのスタンスをとるかあらかじめ決まっています。法律と同じような感じですよ。最近ちょっと変わってきたんですけども、一時期はそういう流れが強かった。

(亀本)　新聞社の報道姿勢は要するに勸善懲悪ということだと思えます。解釈はどうにでもなると言いましたが、法律家というのもけっこう素朴で、基本的に勸善懲悪だと思います。条文解釈するテクニックは持っているけれども、判断能力としては基本的に水戸黄門だから、逆に言うところ恐いんです。いったん悪者だと思われたら、何をやっても悪くならない。科学者と法律家、どっちが権力を持っているかという、法律家なんです。そこは甘く見ちゃだめなんです。

7. 「立派な判断」は法律家も科学者もできない

(中村)　先ほど権威主義と経験則の話が出てきましたけれど、科学の知識について、私たちが権威主義以外のどういうやり方をすればいいんだろうというのが、そもそもこのプロジェクトの趣旨ですね。科学について権威主義でありすぎるとよくないと経験的には思っているんですけども、どうやったら科学について、われわれの経験則で折り合うところが出てくるんだろうと。その点、亀本さんいかがですか。

(亀本)　例えば弁護士が科学の問題でアプローチするには、これは権威主義を使わざるを得ない。でも、だれが信用できるかということは、それなりにわかるわけですよ。少なくともそのぐらい努力をしないとどうしようもないのではないんじゃないですか。

(参加者) それを判断するのは無理なんです。できる場合もありますよ。どうしてかという、この人はあるときすばらしい研究をしている。正しいことを言っている。別の課題について、非常にとんまなことを。別の科学者は逆さまだったと。どっちがどうといったときに、判断のしようがない。

(村上) 問題は、どこの分野についての意見を求めているのかですね。自分の専門については責任をもって判断できるけれども、ちょっとそれがはずれたら、かなりとんまなことを言ってしまうって当たり前です。どの問題についてその人に聞きにいつているのかということなしに、この人の言っていることはどうなのかというふうに聞いても、やっぱりまともな評価というものは得られないはず。

(中村) 社会や法廷で問題になっているものはたいてい、学際領域で、学者の分野に合わせて社会は問題が起こっているわけではない。社会で起こっている問題というのは誰も専門家がないというわけです。だから非常に困ったこと。

(参加者) だから、みんなが納得するように、どこかで決断をする。そういうお役目をどうやって実行するか。

(亀本) それを法律家に期待するのはやめてくれと私は終始一貫して言っています。法律家が立派な判断をできるわけではないし、科学者もできるわけがない。それが一番大事なんです。

(本堂) 僕は科学者で、法廷にも証人として出ています。例えば、どこまでいったら安全か、どこから危険かというのは、極端に言えば科学ではわからない話なんです。つまり、ある種の価値判断が入る。ワインバーグがいう「科学に問うことはできても科学では答えが出ない」問題というのがたくさんある。このプロジェクトの課題の1つは、それをどうすべきかということだと思ふんです。

先ほど、科捜研の話がありましたが、全量消費とか、検体を全部捨てちゃっているんですよ。科学というのはみんながチェックしてやる、ということが前提になっているシステムなのに、そういうシステムがないものを科学とっていいのか。そこらへん、少なくとも整理していかなければいけない問題はたくさんあります。ただ、絶対これがいい答えだというわけではありません。でも無用な混乱は少し減るかなと思っています。



8. おわりに：人々に知っておいてもらいたいこと

(中村) 最後に、亀本さんには、科学者を含む市民の皆さんに法の何を知ってほしいかということについて簡単をお願いします。村上さんには、法律家を含む一般市民の方に、科学哲学という立場から、科学の営みや科学的な合理性について何を知ってほしいと思

っておられるのかお願いします。

(村上) 科学者は、科学のすべてについて詳しいわけではない、というのが基本的な認識になると思います。自分の専門についてはものすごく詳しいけれども、それからはずればはずれるほど、とんちんかんなことを言う確率が非常に増えてくる。そのとんちんかんだ度は、多分一般の人よりもひどいことを言う可能性もある。だから、たった1人に対して科学的に何か言ってくださいと求めること自体がそもそも無茶苦茶なんだということ。それを認識した上で、みんなのコメントが出るような仕組みというものを作ればいいんじゃないかなと思います。なので、科学者にそういう期待をしないでほしいというのが、科学哲学の立場から、科学者についてみんなで認識してほしいことです。

(亀本) 日常生活においては法律を知らなくていいわけです。たとえばスーパーで物を買うのにこれが売買契約だということを知らなくてもいい。しかし日本の場合、私は役人型法執行と呼んでいるのですが、スーパーで普通に物を買う場合と、役人が使っている法律は違っています。裁判官も含めて、あるいは法学者も含めて、日本は全部役人型の法執行をしています。恐いのは、法律を知っている人たちが権力を牛耳っているわけでした。そういう人たちが、一般市民に法律をわかりやすく教えてくれるなんて思うのが間違っています。権力と対抗しているんだから、権力さんが教えてくれるはずはない。そういう認識を持っておいてほしいというのが私のメッセージです。

(司会) では、今日はお忙しい中ありがとうございました。皆様、2人に拍手を。

(要約・構成 吉良貴之)